平成２６年（フ）第１１９１６号
茨城県守谷市ひがし野３丁目10―９―102
破産者　大根田　誠
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３３号
神奈川県横浜市港南区下永谷６丁目４―27―103
破産者　齋藤　眞吾
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３４号
神奈川県横浜市港南区下永谷６丁目４―27―103
破産者　齋藤かおり
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０２６号
東京都江戸川区北小岩２丁目16―13　海老沢方201
破産者　君波　正一
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０２９号
埼玉県越谷市大間野町３丁目53―５―105
破産者　中澤　　満
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０３０号
東京都台東区千束３丁目17―９―301
破産者　野口　　隆
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９６号
宮城県宮城郡松島町竹谷字片平22番地の２
破産者　ハイソーコーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５３６号
仙台市青葉区一番町３丁目１番16号
破産者　株式会社ＶＥＲＡＮＯ
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８２７号
埼玉県蓮田市見沼町15番地２号フレール小山200
破産者　有限会社ファースト・ライフ
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１３号
千葉県流山市南流山１丁目21番地の１
破産者　芹澤　四郎
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３６９号
大阪市福島区福島４丁目３番23号
破産者　株式会社ティティー・ブー・カンパニー
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２７号
大阪市平野区加美北３丁目11番３号
破産者　五一興産株式会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２２号
大阪府八尾市太田７丁目22番
破産者　株式会社折戸鉄工所
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６７号
大阪市東住吉区鷹合１丁目１番１号
破産者　株式会社佳奈服装
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４６号
大阪府吹田市岸部中２丁目８Ｆ―207
破産者　ホワイト建物管理株式会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８５８号
大阪府吹田市垂水町３丁目25番11号
破産者　株式会社ビー・ブイ・ピー大阪
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３３号
大阪府寝屋川市打上元町９番24―303号
破産者　株式会社ホープフル
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６０号
堺市東区北野田1041番地
破産者　幸林緑地建設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９７号
堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４―308号、商業登記簿上の本店所在地堺市北区北長尾町５丁３番25号
破産者　株式会社鵬陽
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０３号
広島県廿日市市大野１丁目９番22号
破産者　株式会社美和住宅工房
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４号
千葉県八街市みどり台２丁目19番地14
破産者　海子俊太郎
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９５０２号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目６番５号
破産者　マキコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部